多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成29年4月3日

碧南市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				碧南市　西端地区	無	平成29年度 ～ 平成33年度	西端環境保全会
○				碧南市　北浦地区	無	平成29年度 ～ 平成33年度	北浦鷲塚保全会
○				碧南市　伏見屋地区	無	平成29年度 ～ 平成33年度	伏見屋新田の美しい環境を守る会
○				碧南市　前浜・中江地区	無	平成29年度 ～ 平成33年度	前浜中江みどり会
○				碧南市　川口地区	無	平成29年度 ～ 平成33年度	川口自然を守る会
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	